

抗原定性検査キット配布を希望された方へ

検査の実施

- ▶ 抗原定性検査キット（以下、「検査キット」という）は、**説明書**をご確認いただき、**必ずご本人が使用**してください。
- ▶ 検査陽性時に使用しますので、製造会社、製造番号、使用期限が記載されている検査キットのパッケージの画像をスマートフォン等で撮影して保存してください。
- ▶ **鼻腔検体**により採取してください（鼻咽頭での採取はできません。）
- ▶ ご家族と同居の場合、検体を採る時に飛沫がかからないよう十分に注意してください。
- ▶ 使用済みの検査キットは、説明書に従い適切に廃棄してください。
- ▶ **濃厚接触者の方に対して**、県ではご自宅等での待機（不要不急の外出自粛と健康観察）をお願いしていますが、この待機期間中に、のどの痛み、発熱、咳、倦怠感などの症状がみられた場合、検査キットをご使用ください。
- ▶ なお、抗原定性検査は、発症後3～4日目が最も陽性率が高くなるとされております。



検査結果が陽性だった場合

- ▶ この検査自体のみでは確定診断にはなりません。**結果が陽性の場合、県の抗原定性検査・陽性者登録センターへ申請していただくことで、医師の電話問診へつなぐことができます。**
 - ▶ 抗原定性検査・陽性者登録センターへの申請時に必要ですので、検査結果はスマートフォン等で画像として保存してください。
- ※陽性者登録センターについては、裏面をご参照ください。



検査結果が陰性だった場合

- ▶ 結果が「**陰性**」でも、新型コロナウイルスへの感染や他の感染症等の可能性を否定するものではありません。引き続き経過を観察していただき、マスク着用や手指消毒等、感染予防策を徹底し、症状が続く場合は、後日、改めて抗原定性検査を実施するか、悪化した際には医療機関を受診してください。
- ▶ 濃厚接触者の方は、県HP「オミクロン株に対応した濃厚接触者の特定・行動制限について」を確認していただき、自宅待機等をお願いします。